平成26年6月17日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

平成26年6月17日(火曜日)午前10時00分開会

出席委員(6名)

委員長 伊勢由典君

副委員長 小野幸男君

委員阿部かほる君

曽我ミヨ君

鎌田礼二君

佐藤英治君

欠席委員 (なし)

説明のために出席した職員

市	長	佐	藤		昭	君	副	市		長	内	形	繁	夫	君
市民総務部	長	神	谷		統	君	産 業	環均	き 部	長	小	Щ	浩	幸	君
震災復興推進馬	易長	荒	井	敏	明	君	市民兼総			: 長 長	高	橋	敏	也	君
産業環境部 <i>沙</i> 兼商工港湾調		佐	藤	修	_	君	震災復兼 復				佐	藤	達	也	君
市 民 総 務政 策 課	部 長	JII	村		淳	君	市民兼			· 事 長	阿	部	徳	和	君
市 民 総 務 税 務 課	部 長	小	林	正	人	君	市民		務 È 課	部 長	伊	藤	英	史	君
産業環境水産振興課	部: 長	佐	藤	俊	幸	君	教育多	委員会	※教育	長	髙	橋	睦	麿	君
教育委員教育部	会 長	菅	原	靖	彦	君	教育委兼 教				会	澤	ゆり	りみ	君
教育委員会教育部 兼生涯学習 訪		渡	辺	常	幸	君	教育委兼学				髙	橋	義	孝	君

事務局出席職員氏名

事務局長安藤英治君 議事調査係長鈴木忠一君

事 務 局 次 長 兼 庶 務 係 長 佐 藤 志津子 君

会議に付した事件

- 議案第39号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する 条例の一部を改正する条例
- 議案第40号 塩竈市市税条例の一部を改正する条例
- 議案第41号 東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 塩竈市集会所条例の一部を改正する条例
- 議案第45号 塩竈市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正す る条例
- 議案第46号 塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例
- 議案第48号 平成26年度塩竈市一般会計補正予算
- 議案第52号 工事請負契約の締結について
- 議案第53号 工事請負契約の締結について
- 議案第54号 工事請負契約の締結について
- 議案第55号 財産の取得について
- 議案第56号 塩竈市集会所の指定管理者の指定の変更について
- 議案第57号 塩竈市集会所の指定管理者の指定について
- 議案第59号 浦戸地区辺地総合整備計画の策定について

午前10時00分 開会

○伊勢委員長 おはようございます。

ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の審査の議題は、議案第39号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例、一部を改正する条例の一部を改正する条例、議案第40号塩竈市市税条例の一部を改正する条例、議案第41号東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例、議案第45号塩竈市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第45号塩竈市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第46号塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例、議案第48号平成26年度塩竈市一般会計補正予算、議案第52号工事請負契約の締結について、議案第53号工事請負契約の締結について、議案第54号工事請負契約の締結について、議案第55号財産の取得について、議案第56号塩竈市集会所の指定管理者の指定の変更について、議案第57号塩竈市集会所の指定管理者の指定について、議案第59号浦戸地区辺地総合整備計画の策定についての14件であります。

これより議事に入ります。

議案第39号ないし第41号、議案第44号ないし第46号、議案第48号、議案第52号ないし第57号、 議案第59号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

総務教育常任委員会の審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、委員会で審査をお願いいたします案件でありますが、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例外14件でございます。 各号議案につきましてはこの後それぞれ担当課長からご説明をいたさせますので、よろしく お聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○伊勢委員長 ありがとうございました。

高橋総務課長。

○高橋市民総務部次長兼総務課長 それでは私のほうから、議案第39号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料番号5の平成26年第2回塩竈市議会定例会議案の1ページ、あわせまして資料番号8の第2回塩竈市議会定例会議案資料、資料8の3ページをお開き願います。

まず、資料番号5の1ページをごらんください。

最下段の提案理由にありますが、提案理由といたしましては、平成25年人事院勧告を踏まえ、 本市の一般職の給与等について所要の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、資料番号8の3ページのほうをお願いいたします。

具体的な内容についてご説明いたします。

まず、平成25年人事院勧告の概要でございますが、人事院は、若年、中堅層を中心に給与構造改革期間中、平成18年度から21年度までの4年間に抑制されてきた昇給の回復措置を講ずることを勧告しました。この勧告を受け、国では平成26年4月1日において45歳に満たない国家公務員の号俸について1号俸の回復を行っております。

次に、本市職員に係る昇給抑制と回復措置の経過でございます。

(1)給与構造改革期間中における昇給抑制として平成18年度から21年度までの4年間、全職員の昇給を毎年1号給抑制、4年間の合計で4号給抑制を行いました。

2の昇給抑制に係る回復措置でありますが、表にありますように、平成23年から24年、25年の3カ年にわたりまして段階的な回復を行っております。

3の平成25年人事院勧告を踏まえた改正内容であります。

- (1)改正内容、平成25年人事院勧告を踏まえ、平成26年4月1日において45歳未満の職員を対象として最大1号給上位の号給に調整しようとするものであります。ただ、既に4号給回復済みの職員は除くことになります。
- (2) 施行日等でございますが、改正条例案は公布の日から施行し、平成26年4月1日から 適用しようとするものであります。

なお、同じ資料の1ページ、2ページに新旧対照表を掲載しております。後ほどご参照願います。

議案第39号については以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○伊勢委員長 小林税務課長。
- ○小林市民総務部税務課長 それでは私のほうから、議案第40号塩竈市市税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。

資料番号5の平成26年第2回塩竈市議会定例会議案とあわせまして、資料No.8の第2回塩竈

市議会定例会議案資料をご用意願います。説明の都合上、資料番号8でご説明いたします。 資料番号8の37ページをお開き願います。37ページです。

平成26年度税制改正による地方税法等の改正に伴い、本市市税条例の一部を改正するもので ございます。

今回の改正点は4点ございます。主な改正点としまして4点ございます。1点目は外国法人の定義規定の明記に伴う改正、2点といたしましては法人市民税の法人税割の税率の引き下げ、3点目は軽自動車税の引き上げ、4点目は公社債等に対する個人市民税の課税方式の変更でございます。

このうち37ページにおきまして法人市民税の法人税割の税率の引き下げ並びに軽自動車税の 引き上げにつきまして記載しておりますので、ご説明いたします。

初めに、1の法人市民税法人税割の引き下げでございます。地域間の税源の偏在性を是正し、 財政力格差の縮小のため、法人住民税法人税割の一部が(仮称)地方法人税として国税化され、地方交付税の原資とされます。これに伴い法人市民税が2.6%引き下げとなり、本市につきましては制限税率の14.7%から12.1%に改正されます。この税率につきましては、平成26年10月1日以降に開始する事業年度からの適用となります。

次に、2の軽自動車税の引き上げについてでございます。国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、軽自動車税の標準税率が1.25%から2倍に引き上げられ、最低税額は2,000円となります。この改正は平成27年度分から適用となります。

一例をご紹介させていただきますと、中段以降の表にございますように、50cc以下の原動機付自転車につきまして平成27年度から現行の1,000円から2,000円に変更されます。三輪以上の乗用自家用車につきましては、平成27年3月31日までに最初の新規車検を受けた車両は現行の税率で据え置きとなりますが、平成27年4月1日以降に最初の車検を受けた車両から現行の7,200円から1万800円に税率が変更となります。

また、軽自動車税のグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車税につきまして、おおむね20%の割り増し税率となるもので、平成28年度より適用されます。一例を紹介させていただきますと、最下段の表にありますとおり、四輪乗用自家用車の場合は現行の7,200円が平成28年度分より1万2,900円となります。

なお、同じ資料番号8の4ページから36ページにつきましては、塩竈市市税条例の一部改正の新旧対照表を記載しております。また、あわせまして、資料番号5の2から8ページ目に

つきましては、塩竈市市税条例の一部を改正する条例案を示してございます。

続きまして、議案第41号東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部 を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

資料番号8の41ページをお開き願います。41ページでございます。

1の概要でございます。東日本大震災による被災者に対する市税の減免等につきましては、 平成23年度から継続して実施しておりましたが、平成26年度におきましても平成25年度と同様の内容で減免等を実施するものでございます。

2の減免額及び減収額の表に平成23年度以降26年度見込みまでの記載がございます。このうち減収額に記載してあるものにつきましては、下の※印にあるように、個人市民税につきましては確定申告に基づく雑損控除によるものをあらわし、固定資産税、都市計画税につきましては地方税法の規定による東日本大震災に係る津波浸水の被害による区域について、課税免除あるいは2分の1課税の特例となるものについてあらわしております。

条例減免額の欄に記載しているものにつきましては、本市独自に条例の規定により減免を行うもので、個人の市民税につきましては浸水の有無にかかわらず半壊以上の住宅の損害程度及び所得金額に応じた減免、原発事故による避難者に対する減免を、法人市民税につきましては津波浸水エリアの法人の均等割額の免除を実施するものでございます。固定資産税につきましては、震災による家屋、土地、償却資産の損害程度に応じた減免を実施するものでございます。

条例による減免につきましては、県内の市では平成24年度以降塩竈市のみが継続して実施しており、平成26年度も引き続き実施すべく今回条例の改正を提案させていただくものでございます。

平成26年度見込みの欄にありますとおり、地方税法の特例による減収額は2億5,995万円を、 条例による減免額につきましては2億5,171万5000円を見込んでおり、全額震災復興特別交付 金で措置されるものとなります。

なお、参考までに、地方税の規定によります固定資産税の課税免除あるいは2分の1課税となる区域につきましては、本土につきましては資料8の42ページ、浦戸地区につきましては43ページに記載しております。また、同じ資料8の38ページから40ページにつきましては、東日本大震災による被災者に対する市税減免に関する条例の一部改正の新旧対照表を記載しております。また、資料5の9ページにつきましては、同じく条例改正案を示してございま

すので、よろしくご審議のほど賜りますようよろしくお願いいたします。

税務課からは以上です。

- ○伊勢委員長 伊藤市民安全課長。
- ○伊藤市民総務部市民安全課長 引き続き、市民安全課からは、議案第44号塩竈市集会所条例の 一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料番号 5、平成26年度第 2 回塩竈市議会定例会議案13ページと資料番号 8、同じく議案資料52ページの集会所の指定管理についてお開きいただきたいと思います。説明の都合上、資料番号 8、議案資料52ページの集会所の指定管理についてに基づきご説明させていただきます。

1の概要でございますが、市が所有する集会所については、町内会で組織されております集会所管理運営委員会を指定管理者とする指定管理者制度を導入しておりますが、31集会所のうち朴島集会所について、施設の老朽化に伴い集会所としての用途廃止に関して所要の改正を行おうとするものでございます。

2の朴島集会所の取り扱いについてですが、平成26年9月からの第3期指定管理者の選定作業を進めてまいりましたところ、朴島集会所を管理する集会所管理運営委員会から施設の老朽化によりほぼ利用実態がないこと、また本年度中に建設が予定されております災害公営住宅の敷地内に代替施設となります共同施設としての集会所も併設されること、さらに現集会所が災害公営住宅等の工事に支障を及ぼす位置にも立地しているなどの状況から、区の総意として次期指定管理者の指定申請はしないことと、災害公営住宅の早期完成の要望がございました。

このような状況から、本市といたしましても今の朴島集会所については用途廃止の方向で進めてまいりたいと考えております。

同じ資料の前のページの新旧対照表をごらんください。

左側の改正案の表では、右側の表の4段目にある塩竈市朴島集会所を削除いたしております。 なお、本議会で用途廃止をお認めいただいた場合、災害公営住宅等の早期完成が図られるよう事業担当課において早速現集会所の解体作業に入らせていただきたいと考えております。

議案第44号に係る説明は以上でございます。

続きまして、議案第45号塩竈市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部 を改正する条例についてご説明させていただきます。 同じ資料番号5、第2回塩竈市議会定例会議案の14ページと資料番号8、議案資料54ページ の新旧対照表をお開き願います。

資料番号5、第2回市議会定例会議案の14ページには、非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の改正内容を記載しております。

国の消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令、政令には消防団員に退職報 償金を支払った市町村への消防団員等公務災害補償等共済基金からの支払額を定めておりま して、それに合わせ各市町村条例において消防団員への退職報償金の額を定めております。

今回の条例改正につきましては、非常勤消防団員の処遇改善策の一環となる退職報償金の引き上げを目的に国の政令が改正されましたことから、本市の消防団員の退職報償金を定めている塩竈市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

恐れ入ります、資料番号8の54ページ、新旧対照表をごらんください。54ページでございます。

改正の内容といたしましては、左側の表、改正案の左下段の5年以上10年未満の団員の20万円を下限額とし、そのほかについてはこれまでの退職報償金から一律5万円を引き上げる内容となっております。

恐れ入りますが、資料番号5、第2回市議会定例会議案の14ページにお戻りいただき、下段の附則をごらんください。

国の政令改正の施行期日が平成26年4月1日となっておりますことから、本市の改正条例の別表の規定は、同日以降に退職した消防団員に適用すること、また同日以降からこれまでにこの改正条例の施行までに改正前の条例に基づき支給された退職報償金は改正条例に基づく退職報償金の内払いとすることにいたしております。

なお、参考まででございますが、本日現在、附則の対象となる事例は発生しておりません。 議案第45号に係る説明は以上でございます。

- ○伊勢委員長 渡辺生涯学習課長。
- ○渡辺教育部次長兼生涯学習課長 それでは生涯学習課から、議案第46号塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料番号5と8をご準備ください。まず、資料番号8の66ページをお開きください。 塩竈市杉村惇美術館整備事業について、まずご説明させていただきます。 経過でございますが、この事業、国の地方都市リノベーション事業を活用して公民館分室の 改修を行い、あわせて美術館を整備する事業でございます。

1期工事において1階の大講堂、2階部分の改修と整備を行い、今後2期工事におきましてエレベーター、多機能トイレの設置などを行いながら、10月末には工事を終了させる予定でおります。

次に、美術館の運営についてでございます。

まず基本方針でございますが、杉村作品を常時展示するとともに、さまざまなアート活動を 通し芸術を振興していくものでございます。

次に、文化活動の新たな発信拠点とし、文化交流人口の増と中心市街地の活性化を図るものでございます。

3番目としましては、市指定文化財、旧公民館を保存し、その歴史、文化的価値を生かしながら文化芸術活動に生かしていくというような内容のものでございます。

位置づけでございます。

今回の事業、博物館法に基づく施設を整備することを前提とした補助金、これを活用している事業でありますことから、今回の施設、博物館法に基づく施設としてまいります。

2番目としましては、生涯学習センター条例に基づく施設、公の施設として位置づけてまいります。

事業内容でございます。

まず、杉村作品及び塩竈にゆかりのある作家の作品並びに旧公民館の関係資料の収集、保管、調査、研究事業でございます。

次に、常設展示、特別展示などにおける展示事業でございます。

次に、ワークショップ、講演会などの普及啓発事業でございます。

最後に、公民館施設との一体的な管理運営事業を行ってまいります。

運営形態でございます。

美術館の運営には専門的な知識、経験、あと企画力が求められますことから、今回は開館時から指定管理者による運営としていきたいと考えております。

次のページをお開きください。

施設概要でございます。

まず開館時間でございます。美術館につきましては午前10時から午後5時まで、休館日につ

いては月曜日を休館日、年末年始を休館日と考えております。公民館分室につきましては、 現行どおりの開館時間、休館日を考えさせていただいております。

次に、観覧料でございます。県内他市を参考に、常設展示につきましては大人200円、高校生100円、中学生以下は無料、特別展示につきましては2,000円以内で市長が定める額。減免につきましては、学校の学習活動についての減免規定などを設けさせていただこうと考えております。

施設料でございます。大講堂につきましては、午前1,600円、午後3,300円、夜間3,300円を考えております。これは現行の公民館どおりの規定を引き継ごうとするものでございます。 企画展示室1につきましては日当たり2,000円、展示室2につきましては4,000円を考えております。

4番目としまして、名誉館長でございます。美術館に名誉館長を置きまして、高い見識からのアドバイスをいただく予定にしております。

今後の予定でございます。

まず6月議会にご承認いただければ7月には早速指定管理者の募集を行い、9月議会では指 定管理者の承認をいただき、10月の開館に向けて準備を進めていきたいと考えております。

68ページ、69ページには美術館、公民館のエリア分け図を載せておりますので、参考にして いただければと思います。

それでは、条例の改正内容についてご説明します。

同じく資料番号8の55、56ページをお開きください。

新旧対照表でございます。主な改正点についてご説明いたします。

1条の2について、1条の2の表の中の一番下に名称「塩竈市杉村 惇美術館」を追加する ものでございます。根拠としましては、自治法、博物館法となります。目的としましては、 美術に関する市民の知識、教養の向上を図り、文化の発展に寄与することを目的とさせてい ただいております。

3条から8条までは文言の整理でございます。

57ページ、58ページをお開きください。

57ページ、左上の第9条では、観覧料を規定しております。

58ページの中段の第15条では、公民館分室並びに美術館を指定管理者に管理を行わせること ができる旨の規定を規定させていただいております。指定管理を行う場合には施設の運営に 伴う収入を指定管理者のものとします、いわゆる利用料金制をとってまいりたいと考えております。このことによりまして、入館者数の増加が指定管理者の収入増につながる、そういったことになり、指定管理者の持つノウハウを最大限に引き出そうとしていくものでございます。

59ページ、60ページをお開きください。

59ページの左上、第18条の3では観覧料は指定管理者の収入とする旨を、60ページの中段の第21条の3には利用料金は指定管理者の収入とする旨の規定をしております。第19条から第23条におきましては、指定管理を行わせる場合の利用の許可、利用の制限、利用料金等について規定しております。

63ページ、64ページをお開きください。

63ページの左上、別表3には観覧料を規定しております。63ページの下の別表5では施設利用料金を定めております。指定管理を行わせる場合は、この表に示している金額の範囲内であらかじめ市長から承認を得て金額を定めるものとしております。

続きまして、資料番号5の16、17ページをお開きください。

これは塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例となっております。

生涯学習課からは以上でございます。よろしくお願いします。

- ○伊勢委員長 伊藤市民安全課長
- ○伊藤市民総務部市民安全課長 議案第48号平成26年度塩竈市一般会計補正予算にかかわります 市民安全課の計上内容についてご説明させていただきます。

コミュニティー事業についてでございますが、2款総務費と9款消防費にそれぞれ計上して おりますので、まず資料番号7、塩竈市一般会計・特別会計補正予算説明書でそれぞれの補 正予算の計上内容をご説明申し上げます。

まず7ページ、8ページをお開き願います。

2款1項7目企画費ですが、右側の事業内容に記載のとおり、市民活動推進費といたしまして680万円を計上しております。内容といたしましては、説明欄のとおり、コミュニティー助成金として19節負担金補助及び交付金680万円の補正を行うものでございます。

続きまして、同じ資料15ページ、16ページをお開き願います。

9款1項3目防災費ですが、右側の事業内訳に記載のとおり、防災対策費820万円のうち140 万円を計上しております。内容といたしましては、説明欄のとおり、自主防災組織育成助成 金として19節負担金補助及び交付金140万円の補正を行うものでございます。

では、事業概要をご説明申し上げますので、恐れ入りますが、資料番号8の議案資料80ページをお開きください。

コミュニティー助成事業については、1の事業概要にもありますように、財団法人自治総合 センターが自治宝くじの受託事業収入を財源に毎年実施しているものでありまして、コミュニティー活動に寄与する事業が対象となっております。コミュニティー助成事業は、町内会などの自治組織を対象とする事業として一般コミュニティー助成事業、コミュニティーセンター助成事業、地域防災組織育成助成事業、そして青少年健全育成事業の4事業となっております。

2の交付決定のあった助成事業といたしましては、一般コミュニティー助成事業と地域防災 組織育成事業であり、一般コミュニティー助成事業ではコミュニティー活動に直接必要な設 備などで100万円から250万円が助成され、地域防災組織育成事業では自主防災組織が行う災 害被害防止活動などに必要な防災資機材で30万円から200万円、幼年消防クラブが行う活動に は100万円までが助成されます。

(2)の交付団体と助成金額についてですが、枠内にお示ししているとおり、青葉ヶ丘町内会及び野々島区にはそれぞれ250万円が、新大日向町内会には180万円の計680万円が一般コミュニティー助成事業として2款総務費で計上しているものでございます。また、舟入二丁目町内会、東町内会自主防災会に40万円、浦戸第二小学校少年消防クラブに100万円の計2件140万円が地域防災組織育成事業として9款防災費で計上しているものでございます。

それでは、財源となる歳入についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、資料番号7、 塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の5ページ、6ページをお開き願います。

20款 4 項 6 目 2 節雑入にコミュニティー助成金として820万円を計上しております。これは、 先ほどご説明いたしました一般コミュニティー助成 3 団体及び地域防災組織育成事業助成 2 団体に交付いたします歳出補正予算と同額となっております。

コミュニティー助成事業については以上でございます。

続きまして、同じ資料番号7、塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の15ページ、16ページをお開き願います。

9款1項3目防災費ですが、右側の事業内容に記載のとおり、防災対策事業820万円のうち 680万円を追加指定避難所等防災備蓄品整備事業として計上いたしております。内容といたし ましては、説明欄にもありますように、備蓄用備品といたしまして18節備品購入費に680万円 の増額補正を行うものでございます。

では、事業概要をご説明申し上げますので、恐れ入りますが、資料番号8の議案資料89ページ、追加指定避難所等防災備蓄品整備事業についてをお開きください。資料番号8の89ページでございます。

1の現況でございますが、この事業についてはこれまで14カ所だった指定避難所を20カ所に拡大し、追加いたしました6カ所の指定避難所に防災備蓄品を整備するものでありまして、既に本年度の当初予算においてお認めいただいております。今回補正をいたします内容は、当初予算においては財源の全額をふるさとしおがま復興基金からの繰入金としておりましたが、6カ所の追加指定避難所のうち5カ所が第8回東日本大震災復興交付金事業の対象となりましたことから、財源振りかえとあわせまして事業費を増額し、備蓄品等の拡充を図ろうとするものであります。

2の整備内容をごらんください。

6カ所の追加指定避難所をお示ししておりますが、今回復興交付金事業の対象となった追加 指定避難所は、一番下の塩釜ガス体育館以外の1から5の指定避難所となっており、整備費 については(2)のとおり防災備蓄倉庫とその中に配備するレスキューキャリーマットやテ ント等でございます。

3の事業費及び財源内訳をごらんください。

当初予算では6カ所分の事業費といたしまして1,176万1000円を計上し、その財源をふるさとしおがま復興基金で措置しておりましたが、先ほど申し上げたとおり、津波浸水区域内避難所5カ所分1380万円が第8回東日本大震災復興交付金事業として認められたことから、これに交付金対象外となる塩釜ガス体育館分476万1,000円を合わせまして1,856万,1000円とするものでございます。

その財源内訳でありますが、下段の補正後の欄をごらんください。

東日本大震災復興交付金として1,829万円、交付金対象外の1カ所にふるさとしおがま復興基金として476万1,000円、復興交付金の裏負担に震災復興特別交付税として551万円とするものでございます。

財源となる歳入についてご説明いたしたいと思いますので、恐れ入ります、資料番号7、塩 電市一般会計・特別会計補正予算説明書をお開きいただきたいと思います。資料番号7の3 ページと4ページでございます。

まず、10款1項1目地方交付税の震災復興特別交付税5億9,305万8,000円のうち市民安全課 に関しますものは2,380万円の復興交付金事業の裏負担分として551万円となっております。

続きまして、同じ資料の5ページ、6ページ、次のページをお開きください。

18款1項7目ふるさとしおがま復興基金繰入金のマイナス1,640万円のうち市民安全課に関しますものは、復興交付金との財源振りかえのため1,700万円の減額補正を行うものとなっております。

次に、その下の18款 1 項 8 目東日本大震災復興交付金基金繰入金 6 億8,470万8,000円のうち 市民安全課に関しますものは、一番下の追加指定避難所等防災備蓄品整備事業の1,829万円と なっております。

以上、市民安全課の補正予算につきましてご説明申し上げました。ご審議よろしくお願いします。

- ○伊勢委員長 川村政策課長。
- ○川村市民総務部政策課長 私からは、議案第48号平成26年度塩竈市一般会計補正予算のうち政 策課所管に係る内容につきましてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案資料番号7番、一般会計補正予算説明書の7ページないし8ページを お開き願いたいと思います。

説明の都合上、初めに歳出予算より説明させていただきます。

今回、補正をお願いいたします歳出予算といたしましては、2款1項7目企画費におきまして、被災地域交流拠点施設整備事業といたしまして19節負担金補助及び交付金1000万円を計上いたしております。これは東日本大震災の被災地域を対象にコミュニティーの再構築などを図ることを目的に宮城県において実施されております補助事業の被災地域交流拠点施設整備事業におきまして、特定非営利活動法人NPOみなとしおがまが保存活動と交流活動に取り組んでおります松亀園の改修等の事業計画書が同法人より提出されましたことを受けて、本市を経由して県に要望いたしたところ、今般県から補助内示がありましたことから、本市を通して交付されます同NPO法人に対する補助金を計上いたしたものであります。

続きまして、同じく4款1項2目におきまして、平成26年度において実施いたします浦戸地区集落再生促進施設整備事業につきまして……、申しわけございません。2款1項7目でございます。

2款1項7目におきまして、旧浦戸第一小学校及び旧浦戸第二小学校を漁業体験従事者などが宿泊できる施設や交流施設、防災避難施設として設備し、新たな漁業者や島づくりの担い手などを確保することを目的に行う(仮称)浦戸ステイステーションの整備に係る事業費3億1801万円を計上いたしたものであります。その内訳といたしましては、工事に伴います浦戸までの旅費として49万5,000円、事務経費として需用費で16万7,000円、工事前段の備品等の撤去等に係る処分委託料として252万5,000円、施設改修に係る工事請負費として3億1,482万3,000円を計上し、合計で3億1801万円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、各事業の概要につきましては、後ほど議案資料の中でご説明をさせていただきたいと 存じます。

次に、これらの事業費に対します歳入予算についてご説明を申し上げます。

同じ資料の3ページないし4ページをお開き願います。

15款 2 項 1 目総務費県補助金 1 節総務管理費補助金といたしまして1,000万円を計上いたしております。これは、先ほどご説明申し上げました被災地域交流拠点施設整備事業に係る補助率10分の10の県補助金を計上いたしたものであります。

次に、恐れ入りますが、次のページ、5ページないし6ページのほうをお開きいただければ と思います。

18款1項8目東日本大震災復興交付金基金繰入金1節といたしまして6億5,470万8000円の うち被災地域交流拠点施設整備事業に係る繰入金として2億5,387万7,000円を計上いたした ものでございます。これは、前段にご説明いたしました被災地域交流拠点施設整備事業の歳 出予算のうち13節委託料252万5,000円及び15節工事請負費3億1,482万3,000円を合わせまし た合計3億1,734万8,000円に対します80%の交付金に係る繰入金を計上いたしたものであり ます。

続きまして、本補正予算に係ります事業の概要についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、資料番号8番、議案資料の81ページをお開き願えればと思います。

初めに、被災地域交流拠点施設整備事業についてご説明申し上げます。

1の事業の目的でありますが、宮城県では東日本大震災の被災地域を対象にコミュニティーの再構築などを図ることを目的に、2に記載しております平成25年度から29年度までを事業期間として地域住民の交流施設等の整備などに対して補助金の交付を行っております。

3の補助事業の内容でございますが、(1)の被災地域交流拠点施設整備事業として、施設

の設置、改修、備品整備等に対して行う補助、(2)の被災地域交流活動活性化推進事業で 交流事業等の運営経費などに対して行う補助の2つの事業に分けられ、10分の10の補助率で、 被災した自治体または被災地域の自治組織等を補助対象とするものであります。

4の県の補助事業の要望調査の概要についてでありますが、平成26年1月、宮城県より要望 意向調査がございました。これに対しましてNPOみなとしおがまより松亀園の改修等につ いての事業計画が出され、本市を経由して松亀園を交流拠点施設として整備したい旨で回答 いたしたところ、4月1日に県から補助内示を受けたものでございます。

事業費及び財源内訳でございますが、補助金交付に係る事業費1000万円につきましては全額 県補助金が措置される内容となってございます。

次に、(仮称)浦戸ステイステーションの整備についてご説明申し上げます。

同じ資料、議案資料の83ページないし84ページをお開き願います。

1の本事業の趣旨についてでございますが、前段、補正予算の説明の中で申し上げましたとおり、Jターン等による新たな漁業者や島づくりの担い手等を確保しようとするものであります。

次に、2の整備の内容でございますが、2つの施設ともに校舎1階部分は多目的に活用できるスペース、2階部分につきましては宿泊施設として、また体育館につきましては防災避難施設として整備する予定といたしております。(1)といたしまして旧浦戸第一小学校、隣84ページの(2)に旧浦戸第二小学校の整備概要をお示しいたしております。ご参照をお願いいたします。

3の補助事業に係る事業費及び財源内訳でございますが、事業費総額3億1,801万円に対しまして、東日本大震災復興交付金事業の漁業集落復興効果促進事業に係る復興交付金基金繰入金として2億5,387万7,000円、一般財源で6,413万3,000円とするものでございますが、一般財源に係る部分につきましては全額震災復興特別交付税が措置される内容となってございます。

4の今後の予定でございますが、現在実施設計を行っておりますので、本補正予算をお認めいただく中で今後8月までに建築確認申請を行い、9月中には着工、来年3月の竣工を目指してまいりたいと考えてございます。

政策課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○伊勢委員長 髙橋教育課長。

○髙橋教育部参事兼学校教育課長 それでは、学校教育課が所管いたします事業の補正予算についてご説明申し上げます。

資料No.7、補正予算説明書の17、18ページと資料No.8の90、91ページをあわせてお開き願います。説明の都合上、歳出から説明いたします。資料No.7の17、18ページをごらん願います。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費に計上いたしました補正額は99万9,000円になります。18ページの事業内訳にありますように、豊かな心を育てる研究指定校事業として29万9,000円、復興支援合同演奏会事業として70万円を計上いたしております。

次に、歳入について説明申し上げます。

同じ資料の3ページと4ページをお開き願います。

15款3項4目教育費委託金に計上いたしました補正額は29万9000円になります。4ページの 説明欄にございますとおり、豊かな心を育てる研究指定校事業費として計上したものであり ます。

次に、17款寄附金1項2目教育費寄附金に計上いたしました補正額は70万円になります。4 ページの説明欄にありますとおり、中学校費寄附金を復興支援合同演奏会事業として70万円を計上いたしております。

以上が歳出歳入予算であります。

次に、資料No.8の90、91ページをお開き願います。

先ほど申し上げました補正予算に計上いたしました2つの事業の概要について、簡単にご説明いたします。

まず1つ目の豊かな心を育てる研究指定校事業につきましては、1の事業概要にございますとおり、宮城県教育委員会の委託を受けて道徳教育等の充実を図るものであります。

2の事業内容の②具体的な事業といたしましては、朝の挨拶運動の充実、清掃活動の充実など定期的な体験活動の充実を図るものと、それから夏季休業期間における母校ボランティア活動と児童交流の実施、浦戸二小、浦戸中の児童生徒による演劇のリハーサル参加と交流など、行事の充実を図るものなど、そこに記載してある活動を行うものであります。11月18日には実践の成果等の普及を図るために、公開研究会を開催することといたしております。

次に、91ページにございます2つ目の事業でございます復興支援合同演奏会事業につきましては、1の事業概要にございますとおり、震災からの復興の願いを込め、プロのジャズミュージシャンが被災各地をめぐる演奏活動をしているわけでありますが、市内4中学校の吹奏

楽部員と合同でジャズコンサートを開催するものであります。また、本事業は演奏活動の支援者からの寄附金により行われるものでありまして、昨年4月にも行われており、今回で2回目の実施ということになります。平成26年8月23日の土曜日4時から遊ホールで開催することとしておりますが、今年度のプログラム内容につきましてはこれから決めることとなっております。

学校教育課関係の補正予算については以上でございます。よろしくお願いします。

- ○伊勢委員長 渡辺生涯学習課長。
- ○渡辺教育部次長兼生涯学習課長 それでは、美術館運営事業に係る補正予算の説明をさせていただきます。

資料番号7の17、18ページをお開きください。

歳出予算としまして、10款教育費4項9目美術館費のうち8節報償費としまして名誉館長の 謝金、11月から今年度いっぱい分として25万円、また13節委託料としまして同じく11月から 今年度分としまして運営委託料として1,100万円、合わせまして美術館運営事業費としまして 1125万円を計上させていただくものでございます。

財源としては一般財源となります。

続きまして、19ページをお開きください。

債務負担行為についてでございます。

美術館運営事業としまして、27年度、28年度分としまして限度額4,620万円を新たに追加させていただくものでございます。よろしくお願いします。

- ○伊勢委員長 小林税務課長。
- 〇小林市民総務部税務課長 税務課からは、議案第48号平成26年度塩竈市一般会計補正予算の税 務課関連の内容についてご説明申し上げます。

資料No.7の平成26年度塩竈市一般会計補正予算説明書の3ページ、4ページ目をお開き願います。資料No.7の3ページ、4ページでございます。

歳入についてご説明させていただきます。

今回お願いする歳入の補正予算につきましては、先ほどご説明いたしました東日本大震災に よる被災者に対する市税の減免に関する条例に基づく市税の条例減免と津波エリアにおける 固定資産税、都市計画税の課税免除を実施するに当たりまして、市税の減額補正を行うもの でございます。 内容といたしまして、3ページ目の上段の補正額の欄からご説明いたしますと、1款 1 項 1 目個人市民税で 1 億9,929万7,000円の減額、2 目法人市民税につきましては140万円の減額、2 項 1 目固定資産税で 2 億5,373万7,000円の減額、5 項 1 目都市計画税で5,723万1,000円の減額となっておりまして、1 款市税全体で 5 億1,166万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

なお、各税目の詳細な内容につきましては、先ほどご説明しました資料番号8の41ページに 記載されておりますので、よろしくお願いいたします。

税務課からは以上となります。

- ○伊勢委員長 阿部財政課長。
- ○阿部市民総務部参事兼財政課長 それでは財政課から、地方交付税の内容等についてご説明を いたします。

資料No.7の3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。資料No.7の3ページ、4ページでございます。

10款1項1目地方交付税5億9,305万8,000円でございますが、説明欄にありますように震災復興特別交付税を計上しております。本6月定例会に計上しております震災復興交付金事業の地方負担額及び市税の減免措置に伴う減収分の補填として充当しておるものでございます。 内訳でございますが、まず復興交付金事業のうち復興まちづくり総合支援事業分として500

万円、浦戸地区集落再生促進施設整備事業、浦戸ステイステーションの事業といたしまして 6,413万3000円、避難路整備事業に675万円、追加指定避難所等防災備品整備事業として551万円、それから市税減免の補塡分として5億1,166万5000円、合わせて5億9,305万8,000円を計上するものでございます。

次の5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。

18款繰入金でございます。18款1項1目財政調整基金1,611万6,000円でありますが、6月補正予算に係ります所要一般財源を財政調整基金から繰り入れするものでございます。今回の補正では、美術館運営事業、それから渡船のエンジン換装工事の一般財源部分、それから介護保険事業特別会計への被災者の介護サービス利用料負担額の免除分としての繰り出しに充当してございます。この財政調整基金でございますが、これら6月補正後に基金を充当いたしまして、財政調整基金の残高は6月補正後で6億6,382万3,000円となるものでございます。その同じ繰入金の7目をごらんいただきたいと思います。

ふるさとしおがま復興基金繰入金ですけれども、追加指定避難所については先ほど市民安全 課長の説明のとおりでございます。また、災害救助費、右のほうにございますが、災害救助 費の60万円でございますけれども、これは平成25年度末にゾンタクラブ様から震災孤児・遺 児に対する義援金といたしまして100万円を頂戴しておりました。それをふるさとしおがま復 興基金に繰り入れておりましたので、平成26年度の災害救助費の歳出予算として財源として 計上したものでございます。残りの40万円につきましては、寄附者の意思を尊重して平成27 年での予算計上してまいります。

続きまして、契約案件の議案についてもご説明をさせていただきます。

議案第52号ないし54号の工事請負契約でございます。

資料No.8の92ページをお開きいただきたいと思います。

この議案は、第三小学校東校舎の大規模改造工事に係る工事請負契約でございます。工事の 概要は、屋上の防水、外壁の亀裂補修と塗装仕上げ、内装の亀裂補修と天井、腰壁、床の補 修、そのほか建具や屋内消火栓などの工事でございます。

93ページをごらんください。横長の書類であります93ページをごらんください。

契約の方法といたしましては、制限つき一般競争入札により行っております。入札参加資格の基本的な要件といたしましては、宮城県内に本店、支店、営業所を有すること、建築工事一式で経営事項資格審査の評定が650点以上であり、1級技術者が1名以上であることを付しております。本件の入札執行につきましては、4月1日に告示を行い、4月18日まで入札参加希望者を募ったところ4社から入札参加の申し込みがあり、4月21日に入札を執行した結果、株式会社北陵建設が2億2,032万円で落札したものでございます。この結果を受け、4月30日に仮契約を締結いたしました。議会の議決に付すべき契約に関する条例に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第53号塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所B棟電気設備工事における契約についてご説明をいたします。

95ページをお開きいただきます。

この議案は、平成26年2月議会で議決いたしました同施設B棟新築工事の電気設備に係る工事請負契約でございます。工事の概要は、冷凍設備工事、動力設備工事、受変電設備工事など一式でございます。

工事概要につきましてはページの左下に記載しておるところですが、特徴的な工事について

ご説明をいたします。

まず95ページの右側でございますけれども、施設の2階部分になります。上方、青で囲った 部分に電気室を設けます。施設外部に新設する電柱を経由いたしまして高圧電気を引き込み、 電気室内に設置いたします高圧受電盤等の施設で変圧をし、施設内に供給をいたします。

なお、この電気室については、追って整備いたします荷さばき所A棟及びC棟の電力の変圧 も行うものでございます。

そのほか監視カメラの設置、施設の照明設備、放送設備等の配線工事等も含んでございます。 96ページをお開きください。

こちらの契約関係も制限つき一般競争入札による発注をしております。入札参加の基本的な要件といたしましては、県内に本店、支店、営業所を有すること、電気工事業に係る特定建設業の許可を有すること、電気工事の経営事項審査の総合評価が650点以上であること等を付しております。本件の入札執行におきましては、5月1日に告示を行い、5月19日まで入札参加希望者を募ったところ5社からの入札参加の申し込みがあり、5月20日に入札を行った結果、株式会社ユアテック塩釜営業所が1億5,921万3,600円で落札したものであります。この結果を受け、5月23日に仮契約を締結いたしましたので、こちらも議会の議決に付すべき条例に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第54号同施設の機械設備工事の契約についてご説明をいたします。

97ページをお開き願います。

こちらの工事の概要は、空気調和設備工事、給排水衛生設備工事等一式であります。特徴的な工事についてご説明いたしますと、給排水衛生施設につきましてはB棟南側に位置する機械室を中心に整備をいたします。

97ページ右側のフロー図をごらんいただきたいと思います。

新設をいたします海水井戸から海水をポンプでくみ上げ、ろ過やUV装置で紫外線による滅菌処理を行い、受水槽にため、その後用途に応じて滅菌海水、殺菌海水、冷却海水として使用されます。この滅菌海水等については場内の清浄や、冷却海水につきましては魚の鮮度保持に使用されるものでございます。右側の1階平面図には施設内の配管等についてお示ししておるものでございます。

98ページをごらんいただきたいと思います。

この契約関係も制限つき一般競争入札による発注をしております。入札参加の基本的な要件

といたしましては、先ほどと同じように宮城県内に本店、支店、営業所を有すること、管工事業に係ります特定建設業の許可を有すること、管工事の経営事項審査の総合評点が600点以上であることなどを付しております。入札執行に関しましては、5月1日に告示を行い、5月19日までに入札参加希望者を募ったところ4社から入札参加の申し込みがあり、5月20日に入札を行った結果、扶桑建設工業株式会社が2億6460万円で落札したものでございます。この結果を受け、5月23日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき条例に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第55号財産の取得についてご説明をいたします。

同じ資料の99ページをお開きください。99ページでございます。

こちらの土地は、清水沢災害公営住宅3棟170戸の整備事業に係る事業用地として取得しようとするものでございます。地番は、清水沢三丁目9番197の外12筆、同じく四丁目23番の1の1筆、合計13筆となってございます。面積は合計で1万7,282.42平方メートルであり、仮契約の金額は5億7,917万1,972円でございます。一部のり面などを含む土地の形質に違いがございますことから、対象地を2つに分け、不動産鑑定士の意見をもとにそれぞれ個別要因に基づく価格率を平米単価3万7,900円に乗じて購入価格を決定しております。5月27日に塩竈市普通財産価格審査委員会を開催し、取得価格の審査を行った結果、妥当との結果を受け、翌5月28日に仮契約を締結いたしました。塩竈市財産条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

財政課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○伊勢委員長 伊藤市民安全課長。
- ○伊藤市民総務部市民安全課長 引き続き市民安全課からは、議案第56号塩竈市集会所の指定管理者の指定の変更についてご説明させていただきます。

資料番号5、第2回塩竈市議会定例会議案29ページと、先ほどと同じ資料番号8、議案資料 52ページの集会所の指定管理についてお開きください。説明の都合上、資料番号8、議案資料の52ページに基づきご説明させていただきます。52ページでございます。

1の概要でございますが、議案第44号において提案しておりました朴島集会所の用途廃止に よって指定管理を行う集会所がなくなりますことから、平成21年6月議案第60号で議決いた だいた塩竈市集会所の指定管理者として指定した団体のうち朴島集会所の指定管理者の指定 の変更を行おうとするものでございます。 なお、下段のこれまでの指定管理者の指定状況の表のとおり、第1期、第2期の指定管理に おきましても合わせて3カ所の集会所について指定管理者の指定の変更をお認めいただいた 経過がございます。

続きまして、資料番号5、第2回塩竈市議会定例会議案30ページの別紙をお開きください。 議案の30ページでございます。

左側の変更後にあります朴島集会所を除いた30カ所が本年度8月31日までの指定管理の対象 集会所となっております。

議案第56号に係る説明は以上でございます。

続きまして、議案第57号塩竈市集会所の指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

同じ資料番号 5、第 2 回塩竈市議会定例会議案31ページと資料番号 8、議案資料52ページの 集会所の指定管理についてお開きください。

今回の資料番号8の52ページに基づきご説明申し上げます。

1の概要でございますが、本年8月31日をもって第2期の指定管理期間が満了となるため、 朴島集会所を除く30カ所の集会所について、平成26年9月1日から平成31年8月31日までの 5年間を指定管理期間とする第3期の指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

2を飛ばしまして、3の集会所の指定管理者選定の考え方でございますが、地域活動の拠点となる施設である集会所は、地域の実情を把握しております集会所管理運営委員会による運営が最も望ましいものと考え、塩竈市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条第2号、第3号の規定に基づき、これまでも公募せず、それぞれの集会所の管理運営委員会との協議を踏まえ、塩竈市集会所指定管理者選定委員会においてその候補者を選定してまいりました。

次のページをお開きください。53ページでございます。

4の指定管理者の選定の方針についてですが、第3期についても第2期と同様に5年間を指定期間といたしまして、現指定管理者の申請意思を確認した上で非公募による申請手続で候補者を選定することといたしました。

この選定までのスケジュールですが、ことしの4月からそれぞれの各集会所管理運営委員会 との協議を開始し、5月9日の選定委員会において指定管理者候補者を選定させていただい たところです。 6の選定委員会における審査結果については、30カ所の指定管理者である集会所管理運営委員会から提出された申請書に基づき、利用状況、料金体系、収支の状況等を審査し、全ての団体において適正な管理運営が行われておりますことから、指定管理者の候補として適任であると判断いたしたところでございます。

恐れ入ります、資料番号5、第2回塩竈市議会定例会議案32ページの別紙をお開きください。 32ページでございます。

第3期指定管理者の対象集会所と指定する団体については、下の30集会所、30団体となって おります。

議案第57号については以上でございます。

- ○伊勢委員長 川村政策課長。
- ○川村市民総務部政策課長 私からは、議案第59号浦戸地区辺地総合整備計画の策定につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入ります、資料番号5番、定例会議案の34ページないし35ページをお開き願います。

本議案は、浦戸地区の渡船すずかぜのエンジン修繕が必要となりましたことから、渡船の安全かつ安定的な走行を目的に高出力エンジンへの換装改良を行うに当たり、その財源として辺地対策事業債を活用するために、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、辺地対策事業債発行の前提となります辺地総合整備計画を隣の35ページ記載内容により策定しようとするものであります。

具体の整備計画につきましては、35ページ下段の表にございますように、渡船すずかぜのエンジン換装に係る工事請負費、事業費345万6,000円を予定しながら、それに対します財源といたしまして辺地対策事業債340万円の発行を予定とする計画といたすものであります。

続きまして、辺地総合整備計画の概要についてご説明申し上げたいと思います。恐れ入りますが、資料番号8番、議案資料の102ページのほうをお開きいただければと思います。

初めに、1の離島振興事業に関する計画についてでございますが、一つには(1)に記載ございます離島振興事業計画及びもう一つが(2)に記載されております辺地総合整備計画で、本議案に係ります計画は(2)の辺地総合整備計画に該当するものでございます。

2に計画を策定する財政上のメリットを記載しておりますが、起債充当率が100%で、その 元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入される辺地対策事業債の発行が認め られるというものでございます。 3番には辺地対策事業債の対象となる事業、4番には本市のこれまでの辺地総合計画の策定 状況を記載してございます。ご参照願えればと思います。

5の今後の予定でございますが、本定例会で議決をいただいた後、6月中には総務大臣に対しまして本計画書を提出いたしてまいりたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、大変恐縮でございますが、前段補正予算の説明の中で事業名を私間違ってご報告をさせていただきました。18款1項8目の歳入に係ります事業名でございますが、正式には「浦戸地区集落再生促進施設整備事業」という形になりますので、おわびを申し上げながら訂正させていただきたいと思います。申しわけございませんでした。

- ○伊勢委員長 それでは、これより質疑を行います。
 - 各委員のご質疑をよろしくお願いいたします。曽我委員。
- ○曽我委員 軽く、時間も押し迫っていますので、簡単に聞いていきたいと思います。

まず一つは、職員の39号ですかね、資料8の、これは条例ですけれども、先ほど、どこを言ったらいいか……、3ページか。3ページ、これ一体どれぐらいの職員が対象になるのかということと、1人当たり大体どれぐらいの給与が上がるということになるのか、その辺まずお伺いします。

- ○伊勢委員長 高橋総務課長。
- ○高橋市民総務部次長兼総務課長 全体として私のほうで考えてますのは、対象となる肩書につきましては一般職あるいは教育委員会、水道、病院含めまして200名弱の方が考えられると想定しております。1号俸に換算しますと大体1,000円から1,100円ぐらい月額、月例給で上がっていくという形で考えております。以上でございます。
- ○伊勢委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 わかりました。続きまして、第40号の市税条例の一部を改正する条例について伺います。No.8の37ページを、いっぱいあるんですが、37ページを一つのあれにしながら聞いていきたいと思います。

今度の市税条例の改正は4点あるということは言われて、それはわかりましたが、特に今回の改正で伺いたいと思うのは、法人市民税の関係、それから軽自動車税の関係を聞きたいと思います。法人市民税は、これはこれまで塩竈市のほうに14.7%、標準税率で入ってきたものが今度の国の改正によって2.6%が引き下げられて、これが国のほうの財源に充てられると。

そして、残りの12.1%はこれまでと同様に市のほうに入るということの流れでいいのかどうか、まず伺います。

- ○伊勢委員長 小林税務課長。
- ○小林市民総務部税務課長 ただいまおっしゃったとおりでございます。
- ○伊勢委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 そうしますと、今でもなかなか塩竈市にとっては財政が大変厳しい中で、こういった法人税が割り振りされて国のほうに上がってしまうとなると、本当にこれからその点がどうなのかということが心配されるわけですが、ここに書いてございますように、25年度の3月末現在を基礎とした減収の見込みが約4,932万3,000円だと。こういう中で、実際には10月1日実施になるわけですけれども、半年後にしかこれに見合うだけの財源が交付されるのかどうかということが私はわからないというふうに思うんですが、この辺はどのように捉えているのかお伺いします。
- ○伊勢委員長 阿部財政課長。
- ○阿部市民総務部参事兼財政課長 今回引き下げされる2.6%、これは全国一律で引き下げされるわけですけれども、この引き下げた分は地方交付税措置に全額繰り入れるということになってございます。ですから、平成26年10月1日から該当するわけですけれども、それ以降の各企業の会計年度、それぞれ企業さんによって違いますので、それ以降の申告に基づいてそれが次の平成28年ぐらいに実施されるのかなと思いますけれども、今年度については国として予算を見ておりますのは日本全国で3億円というふうになっております。ですから、まだ幾らが減免に応じて交付されるかというのはちょっとなかなか、企業さんの申告の内容によって変わってくるというふうになってまいりますので、そこはちょっと見えない部分でありますけれども、いろいろ日本の国全体で企業が集中しているところは法人税が上がる、企業が少ないところは法人市民税が上がらないということを是正するということで、国がその2.6%部分を吸い上げて全国に財源を保障するという地方交付税の機能に基づいて交付されるというふうな中身でございますので、我々としてもこちらの額については国の情勢に従って地方交付税については計算していただきたいというふうに考えております。
- ○伊勢委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 国の制度で決まったから、市町村とすればこういうルールに基づいてこれに見合う 分の地方交付税が措置されることに期待をかけていくんだと思いますが、実際には東京都み

たいなところでの企業がいっぱいあるところと、郡部というか、地方の場合はなかなかその 比率は少ない、こういう不公平はあると思うんですが、ただ私は余り期待できないのではな いかというふうに考えているんです、期待したいところでしょうけどね。なぜならば、また 国のほうは消費税引き上げとあわせて法人税率を引き下げるんですね、大幅に。そういう方 向の流れになっているわけです。

それから同時に、こういった財源が、ますます法人税が引き下がる中で、今までも地方交付税というのは、標準、塩竈市の財政のかかる規模に対して不足する部分は普通交付税とか特別交付税で見られたわけですけれども、それがだんだん臨時対策債で上げてくれとか、いろんな変遷があるわけですよね。そういう点で、私は今、基本的には塩竈市の条例は国に基づくものであるけれども、しかし全体として国のやり方が、法人税をさらに引き下げる、消費税をまた来年から10%上げる、しかも地方がだんだん疲弊していくという中で、これで期待をすることはなかなか私は難しいのではないかと。せいぜい横ばいぐらいではないかと。半期たってみなきゃとわかりませんが、そういうふうに考えておりまして、できれば市長には引き続き、こういったことはあるにせよ、やはり地方財源をきちんと確保するように強く求めていくべきではないかと考えているんですが、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

- ○伊勢委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 曽我委員からご質問いただいた部分についてお答えをいたします。

先ほど来、担当のほうからご説明をさせていただいておりますとおり、この法人市民税は偏在性があると。要するに工場がいっぱいのところには入ってきますけれども、工場がなくてもそれぞれの地域の特性を生かしたまちづくりをやろうというときになかなか財源が大変だということをその偏在性を是正するために今回このような形にしたと。今説明したとおり2.6%の引き下げ分については交付税の中でプールしてやりましょうということでありますので、まずはこの内容については我々は理解をし、今回ご提案をさせていただいているわけであります。

なお、今ご質問いただきました他の部分については、これは一市一町というよりは例えば宮城県市長会でありますとか全国市長会においてもう既に決議書という形でさまざま提案をさせていただいております。そのような活動の中で私もしっかりと地方として申し上げるべき部分については申し上げてまいりたいというふうに考えているところであります。よろしくお願いいたします。

- ○伊勢委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 ぜひ言うべきことは言っていただくことをお願いしておきます。

それから、2番目の軽自動車税について伺いしたいんですが、全体としてこれもやはり今景気低迷の中で、なかなか普通の自動車も大変だということでこういった軽自動車とかということに切りかえてきているという状況があるのではないかと思うんですが、それでも例えば普通四輪以上の乗用車、これで自家用車では7,200円から1万800円に1.5倍も上がると。例えば中小企業の人たちでも軽自動車を活用している人たちも多いと思うんですが、今回の自動車税の値上げについてもやはり庶民にとっては大変な負担になるのではないかと考えるものであります。それで、取得税についても値上がりするということでありますが、こういった税率の引き上げですけれども、これらについて塩竈市として、直接これは塩竈市に入るもんだというふうに思いますが、やはり市民にとっては大変な負担になるのではないかと考えますけれども、ぜひこの点についてどう考えているのかお伺いします。

- ○伊勢委員長 小林税務課長。
- ○小林市民総務部税務課長 私のほうからご説明させていただきます。

今回、軽自動車税値上げという話ですけれども、そのきっかけといたしましては、自動車取得税が将来的には廃止といった部分があります。今回、消費税が8%に上がった段階で、例えば軽自動車ですと今まで3%だった税率が2%になっております。また、今後、消費税が10%になった場合は自動車取得税の廃止といった形になりますので、それに向けて少しでも財源という形で軽自動車税の今回の値上げの理由の一つということになっております。

- ○伊勢委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 この取得税が廃止になる、これは財界の要求なんですね。財界の要求に基づいて、これは二重取りじゃないかと、税金の。そういったことの指摘があって、いずれは取得税を廃止するけれども、当面の間はこういう形で負担していただくということであって、それを全国知事会が、じゃ取得税を減らすならばそれにかわる財源を確保してほしいというふうに要求があって、そこで今回の軽自動車とかこういったところに税を課すという流れになっていると。私はそういうふうに考えているんですが、その点についてやはりそういった例えば高級車なんかはそれはグリーン化を図るということでは高級車を買える人はいいんですが、ほとんどの庶民というのは軽自動車とかそういうものにやはり今傾向が進んでいるというふうに考えているわけですけれども、この点について何かあればまずお伺いしておきたいと思

います。

- ○伊勢委員長 小林税務課長。
- ○小林市民総務部税務課長 軽自動車につきまして、今現在の税率につきましては昭和59年から ほぼ今まで改正されておりませんでした。その間、軽自動車につきましては規格が変わった り、排気量が変わったりとかという形で小型車に近づいていると。そういった部分で国のほ うとしましては小型自動車との税率の格差があるといった部分の視点、あるいは先ほど言っ た取得税廃止の部分と、あとはグリーン化の観点から13年以上経過している部分については 環境負荷といった部分の視点で改正された内容でございます。
- ○伊勢委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 これも国の流れの中でのそういった今の説明だというふうには思いますが、いずれ やはり誤解の議論ということになっていきますので、いずれ流れとしてはそういった財界の 要望に沿ったものでそういう計画の中で今回の自動車税の負担増があると、引き上げがある ということだけ申し上げておきたいと思います。

時間がちょっともったいないんで、大変すいません、66ページの杉村 惇美術館の整備について伺いします。

これはさきの総教の委員会の中で6月ごろに指定管理も含めて請願をするという説明がございました。改めてこれを見てみますと、例えばNo.8の68ページ、69ページを見ますと、これは生涯学習とのかかわりで市民に開放されてきた施設ですが、このグリーンのところが美術館にしていくということですけれども、それで私はこの大講堂までなぜ美術館にしなければならないのかというふうに考えるわけですが、この点はどうなんでしょうか。

- ○伊勢委員長 渡辺生涯学習課長。
- ○渡辺教育部次長兼生涯学習課長 今回の整備事業は地方都市リノベーション事業という、そういった整備事業であります。大講堂につきましても補助事業を使っておりますので、そういったことから大講堂も美術館エリアに入れさせていただきました。その大講堂につきましては、利用の仕方なんですけれども、特別展あるいは企画展が行われている際に、あわせて講演会やワークショップなりを考えていきたいと考えております。また、利用のない期間につきましては、今までどおり市民の皆さんに開放してご利用いただければというような形で考えておりますので、よろしくお願いします。
- ○伊勢委員長 曽我委員。

- ○曽我委員 国の地方都市のリノベーション事業を活用したからこういったエリアを広げたということなのかもしれませんが、まず一つは、私はこの塩竈市に美術館を整備されたということは評価したいと思うんですね。ただ、その美術館に当たっても、その奉呈した人の名前にしちゃっていいのかどうかということがちょっと疑問残るんです。なぜならば、エスプで前、「ガロ」でしたかしら、漫画家の「ガロ」をここに常設して。(「長井勝一」の声あり)長井勝一さんとですね、すいません。長井勝一さんのあれもあそこに常設しました。その後どのように活用されてるか私もちょっと不勉強なのですが、私は美術館であれば、杉村 惇さんの展示、それはいいと思うんですが、もう少し市民の文化や芸術を育む上でいろんな人たちの絵画を取っかえ引っかえというか、変な話ですが、飾ってね。そっとすることにむしろしたほうがいいのではないかというふうに考えていますが、この辺はどうなんでしょうか。
- ○伊勢委員長 渡辺生涯学習課長。
- ○渡辺教育部次長兼生涯学習課長 上の基本方針としまして、まず1番目に杉村作品を中心にというようなところを書かれて、お伝えしておりまして、あわせましてさまざまなアート活動の特に展示室2階の企画展示室につきましては一般の市民の方にもお貸しするというような形で考えておりますので、そういった場を利用しながらそういったさまざまなアート活動を展開していきたいというように考えております。よろしくお願いいたします。
- ○伊勢委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 市民のさまざまなアート活動はいいんだけれども、例えば何ていうの、いろんな世界的な有名な絵があったり、全国、日本の全国にもいろんなすばらしい絵画もございますよね。そういったことを考えたときに、せっかくこうやって金をかけて美術館として機能が果たせるような施設にしたわけですから、これで常設、常には常設でなくてもいいと思うんですけれども、そういった他の絵画ももっと自由に展示できるような美術館として考えていくべきだというふうに考えます。

それと同時に、私、ここですぐに指定管理にしてしまうということについても、もう少し、例えば今までの指定管理者というのは体育館とかあるいは温水プールとか、そういったことは体協という一括的に体育とかそういうことに専門的な知識が、そこにNPO、んじゃなくて、指定管理受けてるんですが、こういったことがまだ熟議されないのに、全部今までの公民館やら何かを全部指定管理者にしてしまうというのは、ちょっと余りにも急ぎ過ぎじゃないかというか、指定管理にして公募制度は誰が入ってくるかわからないと思うんですけれど

も、そういった例えば塩竈市内にそういったことの企画や何かできる人たちが、何ていうか、 見通しがあるのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

- ○伊勢委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 曽我委員のご質問にお答えいたしますが、今、68ページだけごらんいただいているようでありますが、69ページをぜひごらんいただきたいんですが、ここに常設展示室、それから企画展示室1、企画展示室2というふうに記載をさせていただいております。先ほど来、担当のほうでご説明をさせていただいておりますのは、常設展示室には基本的には杉村 惇画伯から提供いただいたものを多くの市民の方々にごらんいただきたい。あわせて、企画展示室1、2あるいは大講堂を活用して、一つは杉村 惇画伯ゆかりの方々の展示会でありますとか、あるいは今委員のほうからご質問いただいているようでありますが、より幅広い絵画美術というものを多くの市民の方々にご体験いただけるようなスペースにしてまいりたいというのが1点であります。

2点目でありますが、再三再四ご説明をさせていただいておりますが、このリノベーション 事業を獲得するに当たりましては、条件が博物館法に基づく美術館ということを義務づけられております。具体的に申し上げれば、博物館法第2条によりまして、美術館として運営管理するためには館長と学芸員という資格を持った方を張りつけなければならないということであります。残念ながら今本市の場合には、学芸員はおります、ただこういった絵画美術に精通された学芸員というのはおりませんので、そういったせっかくこういうものがオープンしながら、市民の方々からさまざまなご質問をいただくときに、適切なお答えをし、絵画美術をより理解していただくためには、やはりこういった形であるべきではないかということでございます。

なお、委員のほうからご質問いただいておりますとおり、塩竈市内にも絵画芸術を愛する 方々が数多くおられます。こういった方々のご意見とかご要望等を吸い上げるような形のも のは今後運営管理の中で的確に対応させていただきたいと考えているところでございます。 よろしくお願いいたします。

- ○伊勢委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 聞いていきますと、国の地方都市リノベーションということを活用することによって、さっき言いましたように館長とか学芸員とか、そういうことがついて回って、そういう点ではノウハウを持っている人たちをきちんと管理していただくために指定管理の流れにな

っているという流れなんでしょうけれども、そういう点ではもう少しやはり検討が必要では ないかというふうに私は思うわけです。

なぜ検討が必要かといいますと、もう一つは、塩竈市内の市民が活用する、何ていうんですか、活動できる施設が物すごく狭くなってきた、少なくなっているというふうに感じてます。公民館、エスプありますが、前は塩竈市で持ってた例えば老人センターだとか、あるいは塩竈市で持ってない商工会議所とか、いろんな会場がありましたけれども、今非常に塩竈市の公共施設の市民が集う場、活動する場が非常に少なくなっていると。そういう中で、こういったことで枠をはめて大講堂まで、管理上そうするのでしょうけれども、もう少し時間をかけてあらゆる角度から検討する課題ではないかと考えておりまして、そしてこの条例を見ますと非常にややこしくて、最初のところ、55ページからずっと見てみますと、57ページの3行までは教育委員会ということでなっておるわけですが、これから閲覧、第9条からずっと今度指定管理者に流れが書いてございまして、そしてこれを今度58ページでは指定管理者による管理ということで、これが指定管理者の収入にすることができると。非常に流れが、当然指定管理者にするからそうなるんでしょうけれども、私はやはりもっと簡潔明瞭に教育委員会あるいは生涯学習センターとして活用していくという方法ももう少しあってはいいのではないかという見解を持っておりますので、お願いするものであります。もし何かあればお答え願います。

- ○伊勢委員長 佐藤市長。
- ○佐藤市長 ただいまのご質問にお答えいたしますが、68ページで第一講習室、第二講習室、それから日本間といったような部分については、旧来は一般の方々の利用に供させていただきました。今回もこういった形で旧来どおりの活用ができるようなということにさせていただいたと思っております。2階については、もともと教育委員会が入っていたスペースでありますので、一般の方々の利用に供した部分ではないわけです。ですよね。ですから、その部分を中心に常設展示室でありますとか企画展示室あるいはサロンという形で開放させていただくということでございます。今ご質問の部分の大講堂につきましても、先ほど来担当のほうから企画展でありますとか特別展をやっていないときについては極力市民の皆様方に今までどおりお使いいただけるような配慮をこの中でさせていただきたいというご説明をさせていただいておりますので、ご理解をいただければ大変幸いだと思います。よろしくお願いいたします。

- ○伊勢委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 資料8を中心に質問していきたいと思います。

まずは37ページですか、塩竈市市税条例の一部を改正する条例ですけれども、この中の、先ほどもちょっと話題が出たんですが、この中の37ページの下から2番目の丸の軽自動車税のグリーン化を進める観点から最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車について次のとおり税率を上げるということですが、普通、大体は年数が経過すれば税率は下がるのが普通だと思うんですけれども、ここでグリーン化を進める観点からというようなことも書いてますけれども、何とか、私は何とも理解はできないなと思うんですが、どういう背景といいますか、どういうところなものかお聞きしたいと思います。

- ○伊勢委員長 小林税務課長。
- ○小林市民総務部税務課長 グリーン化の背景ということでございますが、普通自動車税、こちらのほうと同じようにグリーン化あるいは電気自動車を減税するとか、そういった部分で結局環境問題等あります。国のほうではそういった燃費等の部分もありまして、そういった部分では新しい車で燃費のいい車につきましては低下というか、安くしていくと。一方では年数がたっている車両につきましては重課、課税していくといった基本的な考えありまして、それに基づいてこちらの軽自動車につきましても同様の制度を取り入れたいといった部分で今回改正になった次第でございます。
- ○伊勢委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 そういう観点もわかるんですが、先ほど言ったように、通常は13年も過ぎるんですから下がるのが普通かななんて思うんですが、最近車の性能もよくて、昔といいますか、大分前であれば五、六年たつとちょっとがたが来るという感じですけれども、今10年以上でも何か余り大した変わりないという、そういう性能アップのところもあるし、という観点から質問させていただきました。

次は、先ほど話題になった杉村惇美術館整備事業についてお聞きをしたいと思います。

名前はここで杉村 惇美術館ということで、これは決定で、最後までいいますか、名前は変わりはずっとないと。仮の名前ではないということでよろしいんでしょうか。

- ○伊勢委員長 渡辺生涯学習課長。
- ○渡辺教育部次長兼生涯学習課長 条例、名称も含めての提案となっておりますので、よろしく ご理解をいただければと思います。

- ○伊勢委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 そういうことであれば、先ほどいろいろ話題が出ている杉村 惇が中心で、それが 行くのかなと思うんですが、実際これを進めるに当たってそういう名前も拝借するわけです から、杉村 惇のご子息さんの意見も取り入れてとなると、やはり総括質疑でうちの志賀議 員が質問したとおり、私としてはやはり運営委員会的なものを開いて市民の意見やら杉村ご 子息の意見も取り入れた、そういった手法でいかないといけないと思うんですが、この間の あれではそういった運営委員会的なものを組織するという捉え方でよろしいんでしょうか。
- ○伊勢委員長 渡辺生涯学習課長。
- ○渡辺教育部次長兼生涯学習課長 総括質疑の中で市長も答弁しておりますとおり、まず今までも杉村作品展が行われた際には多くの関係者、特にご子息が中心になって実施している経過がございます。これからもそういった杉村作品を普及啓発していく事業あるいはそういった作品展につきましては、ご子息の意見をお伺いしながら多くの関係者がかかわれるような仕組みというのを継続させていきたいというように考えております。

あと、運営についての部分でございますが、今、体育館との協議の中でも、体育館の指定管理者とうちのほうでいろいろと運営内容について毎月毎月チェックしている会議を行っております。こういった会議をこの指定管理者との間には検討委員会というような組織で考えさせていただきたいなと。内容によりましてはご子息にもそこに入っていただいて、意見をいただきながらいろいろそこで検討していくような案件なんかも出てくるのかなというように考えております。以上でございます。

- ○伊勢委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 あと聞くところによると、学芸員の観点ですが、やはり杉村 惇の絵画に対するある程度の知識といいますか、それなりのある人でないといけないのかなと思うんですが、そういうことはもちろん配慮して、ないしはご子息さんの話も、意見も取り入れて決める用意があるのか、どういうふうになっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。
- ○伊勢委員長 渡辺生涯学習課長。
- ○渡辺教育部次長兼生涯学習課長 杉村 惇美術館というようなことで名前を上げていくわけですから、ある程度そういった日本画に精通した学芸員をというような形で考えております。また、いろいろな杉村作品に関するその部分についてはご子息自身にいろいろアドバイスをいたださながら、今、我々現在もいろいろ開館に向けていろいろアドバイスをいただいてい

る部分がございますので、そういった指定管理になった場合、どうしても学芸員のほうでご 子息からアドバイスをいただきたいというように考えております。

以上でございます。

- ○伊勢委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員では十分に意見を取り入れながら進んでいただきたいなと思います。

そして、資料7のほう、経費の観点ですけれども、まず先ほどの説明によると、18ページの 美術館運営事業費として上げている経費があります、1,125万円ですか。それから、先ほどち ょっと説明があった6ページですか、これも財政調整基金の繰り入れから持ってくる1611万 円、これも美術館関係のあれでというようなことで内容を説明されたかと思うんですが、総 額幾らになるのか、これに係る今から予定している金額といいますか、それをちょっとお聞 かせ願いたいと思います。

- ○伊勢委員長 渡辺生涯学習課長。
- ○渡辺教育部次長兼生涯学習課長 美術館の指定管理者への運営委託料でございますが、18ページに掲げさせていただいております、まず委託料1100万円、これが今年度分、11月から来年3月までの5カ月間の委託料でございます。あと19ページに掲げております債務負担の部分で、これは27年、28年と、その2カ年度分も含めて2年5カ月で指定管理者の公募を行っていきたいというように考えております。以上でございます。
- ○伊勢委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 こういったこともある程度ご子息さんにはある程度の相談といいますか、ある程度のこういった形でという話はされているのかどうか。それから、聞くところによると、年間1万人以上の、程度の入場者を見込む計画というふうに私は情報的には聞いてはいるわけですけれども、そういった計画でいいのかどうか。これについては先ほども話題に出しているご子息さんに、了解ということもないですけれども、情報としては流しているのか、その辺をちょっと確認していきたいと思います。
- ○伊勢委員長 渡辺生涯学習課長。
- ○渡辺教育部次長兼生涯学習課長 この議案を提案する際に、運営について指定管理で考えておるというようなことで、指定管理のその概要ですか、そういった部分について説明をしてご理解をいただいております。

また、来館予想者については、県内各施設を参考に年間の入場者数1万人というような形で

一応考えております。ただ、公民館分室もあわせて併用していくわけですので、そちらの来 館者の部分も見込みながら、より多くの人たちに杉村 惇美術館にかかわっていただきたい というか、いろいろ来館していただきたいというように考えております。以上でございます。

- ○伊勢委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 ありがとうございます。重ねてになるわけですが、ご子息さんの意見を取り入れながらスムーズな運営をお願いしたいと思います。

そして、この美術館にして最後の質問ですけれども、料金を何ですか、委託した業者が獲得するという、そういう項目があったと思うんですが、これは一般的ないわゆる企業努力といいますか、それが反映することによって美術館の入場者数もふえていくという観点というふうに思うわけですが、一般的な手法として、こういったどこかにお願いしている場合は、美術館やら博物館で一般的な形なのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

- ○伊勢委員長 渡辺生涯学習課長。
- ○渡辺教育部次長兼生涯学習課長 指定管理者の努力がそういった部分に反映されるような形という部分で、それは今お願いしております体育館の部分についても同じような仕組みで行っております。以上でございます。
- ○伊勢委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 次に移らせていただきます。あとはちょっと細々したやつで、短時間でいきたいと思います。

89ページの追加指定避難所などの防災備蓄品整備事業ですけれども、この中の、これは私の 知識不足なんですけれども、この資材関係のレスキューキャリーマット、それからバルーン 型投光機というやつを本当に簡単に、どういったものなのを教えていただきたいと思います。

- ○伊勢委員長 伊藤市民安全課長。
- ○伊藤市民総務部市民安全課長 レスキューキャリーマットについては、けがをした人とかを乗っけてぎゅっと引っ張るような、引っ張りながら運ぶような簡単なものでございます。担架をこっちから引っ張るような簡単なものでございます。

バルーン型投光機というのは、風船型に膨らましまして、いわゆる一点だけじゃなくて360 度光ることによって、ちょうちんのようなああいう形の投光機でございます。以上です。

- ○伊勢委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 ありがとうございます。バルーン型の投光機は工事現場で夜間工事やってるときの

あんな雰囲気かなというふうに思いますが。

その次は、95ページ、この市場関係の電気設備ですけれども、ここでちょっと途中で若干何かあってストップしてもそうそう影響ないのかなと思うんですが、電気系統は1系統なのか、これがほかの棟にも経由すると、ですから電気に関しては大ごとになるわけですけれども。引き入れ線についても1カ所なのか、1カ所で行って2系統の何かになっているのか、そういった、一応は2系統にしておくべきなんではないのかなと私は思うんですが、そういう系統はどういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

- ○伊勢委員長 佐藤水産振興課長。前のほうで。
- ○佐藤産業環境部水産振興課長 お答えさせていただきます。

引き込みにつきましては、今ご質問いただきました資料番号8の95ページをごらんいただきますと、右側のほうに引き込みのほうを記載させていただいております。赤の丸がございますが、構内柱新設、こちらのほうから外部から高圧線を引っ張ってまいりまして、一応こちらで引き込みをし、電気室のほうに引っ張ってまいるという形になります。ですから、系統といたしましては、引き込みといたしまして1系統での引き込みという形になります。そこで受電をした後につきましては、今回配線をしておりますのはB棟のみでございますが、A棟につきましては直接別系統で配電をしていくというような設計になってございます。

以上でございます。

- ○伊勢委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 ありがとうございます。

最後に、99ページについてお聞きしたいと思います。

今回、財産取得で符号①②と。今までの用途が違う場所が2カ所になるわけですけれども、 実際の今後の計画としては、これは符号①②も同じといいますか、建屋が建っていくという 形になるのか、ないしはその一部が、①部分が例えば公園だとか、それに附帯する駐車場と か、そういう形になっていくのか、使い方、用途関係について簡単にご説明いただきたいと 思います。

- ○伊勢委員長 荒井震災復興局長。
- ○荒井震災復興推進局長 符号①の上のほうですが、いわゆる東側のほうに当たりますにつきましても、これは公営住宅を建設いたします。ここは順番的にC棟というふうに今から呼ぼうとしているところですが、RCの3階建ての大体31戸を目指すという形です。下のいわゆる

球場側の広いほう、これがおおむね2棟を建てる予定で考えて、レイアウトを考えております。A棟、B棟といいまして、地上6階建て、鉄筋コンクリート造6階建ての2棟、こちらは70戸と69戸、合わせまして合計170戸を建設すると。それぞれの敷地内にはいわゆる駐車場あるいは倉庫、そういったものを整備していこうという考え方でございます。以上です。

- ○伊勢委員長 そのほかございませんか。阿部委員。
- ○阿部委員 これまでの丁寧なご説明、いろいろとありがとうございました。私たちこれで三度 目ぐらいになります。説明を伺っておりますので理解はしているつもりなんですが、一つだ けお伺いさせていただきます。

議案第48号、資料8の87ページ、避難道路整備事業についてお尋ねをいたします。

ここに防災計画の見直しによって設定された……、大変失礼しました。これは建設のほうで すね。失礼いたしました。

それでは、一番最後、資料8の102ページ、議案第59号の資料の部分でちょっとだけお尋ね したいところがございます。

辺地総合整備計画についてということで、今回いろんなものが入ってきているようですけれども、すずかぜのエンジンとかいろんなこともこれから総合事業の中に入ってくるかと思います。浦戸第一小学校、第二小学校の改修による事業というものが、1の離島振興事業に関する計画の中の3番目、辺地対策事業債の対象となる事業ということで4つここに載っておりますが、どの辺にこれは位置するものか教えていただきたいと思います。

- ○伊勢委員長 川村政策課長。
- ○川村市民総務部政策課長 今回、辺地総合整備計画として財政計画と位置づけておりますのは、 平成26年度で行いますすずかぜのエンジン換装に係る部分の事業費に対します辺地債の発行 を予定してございまして、今回補正予算で上げております旧浦戸一小、二小のステイ・ステーションの関係は復興関係の効果促進事業費のほうを財源として実施する内容になってございますので、この辺地総合計画の中で整備される内容ではないということでご理解を賜ればと思います。
- ○伊勢委員長 阿部委員。
- ○阿部委員 申しわけありません。ちょっと勘違いしたようです。

今回さまざまな部分でご説明をいただきましたこと、ありがとうございました。以上でございます。

- ○伊勢委員長 小野委員。
- ○小野委員 私のほうから何点か、お願いも入ると思うんですが。

最初、資料No.8の52ページの塩竈市集会所の指定管理ということで、選定するときに利用状況とか料金、収支の状況とか審査されて行うわけですけれども、ちょっとあるところで、うちの集会所、備品的なものがそろってないというような、そういった声が聞こえたんですね。椅子とか座取り、机とかですね。そういう普通使用できるようなそういったものもそろってないというような声が聞こえたわけですけれども、そういったところもぜひちょっと、こういったときに集会所を使う町内のそういったところでお話をして、何かそろえて、市民、使用する方が本当に喜んで使えるような、そういうことをやっているのか、またはそういったことは町内に任せてあるので、こっちからは言えないということなのか、その辺聞きたいなと思ってました。

- ○伊勢委員長 伊藤市民安全課長。
- ○伊藤市民総務部市民安全課長 集会所の指定管理の今回の延長の間にそういう話はなかったのかということだったんですが、今回は指定管理の5年ぶりの更新ということで、いろんな部分、施設の部分とか、そういった今小野委員おっしゃるような備品的な部分、お話が出てきた経過がございます。

先ほどこの予算でも上げさせていただきましたコミュニティー助成事業というのは、基本的に先ほど言った自治総合センターの補助金なんですが、こういった備品等そういったものも全て対象になりますので、うちのほうとしてはそういった公募、そういった部分についての公募という形も出しております。そういった部分の中で今対応していると思うんですが、今の段階で市で建設費補助金という部分があるんですが、備品の部分に対する補助金がないんで、その辺については町内会等と意見を交換しながら今後また話し合っていきたいと思っております。

- ○伊勢委員長 小野委員。
- ○小野委員 それはわかるんですが、コミュニティー助成事業もわかってるんですね。こういったところで皆そろえていけるということもわかってるんですけれども、町内会のやはりその動きによってこの辺を助成する町内会と、そういったことの動きがない町内会もあると思うんですよ。ですから、そういったものを町内会の責任者のところにこういったものがあるので、ぜひこういう状況でしたら申請をお願いしたいとか、こっちからの問いかけというか、

そういったものが必要ではないかなと思うんですが、どう考えられているのか。また、助成金、これの申請、今回は12件とか13件とかありますけれども、そういったところ、大体のところが1回2回は申請しているのか、そういったところをちょっと状況的な部分、お聞きをしたいなと思ってます。

- ○伊勢委員長 伊藤市民安全課長。
- ○伊藤市民総務部市民安全課長 今おっしゃるとおり、やはり活発な町内会については2回3回とそういった申請もされてますし、いろんな事業を展開しているところでございます。ただ、そういった部分、今おっしゃったほかの部分に対するPR、我々のPRというのも確かに隅々行き届いているかっていうと、なかなかそういった部分もちょっと不安な部分ありますので、連絡協議会とかを通してそういった説明の場を設けて、ぜひ活用を推進していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。
- ○伊勢委員長 小野委員。
- ○小野委員 ぜひお願いしたいなと思います。何か集会所使うのにほかから椅子とか座取りを借りてこなきゃいけないとかって、そういう声とかも聞こえてきたもんですから、そういったことではちょっとまずいかなと。やはり最低限度のところは各集会所そろえて、市民の方に使用していただきたいと思いますし、また震災関係の部分の備蓄とか、そういった震災起きたときにやはり最低限使うっていうか、必要になる部分もそろえて、活発なところはそろえてちゃんとやってますけれども、その辺の確認とかそういった部分も何とかお願いして、よりよい集会所を使用していただきたいと思ってますので、今後よろしくお願いをしたいと思います。

あと、次に美術館のことですけれども、67ページで観覧料なんか特別展示の場合2,000円以内で市長が設定するということになってますけれども、この使用料のところで特別展示の部分で、観覧料というか、利用料をいただくというようなときに、この使用料の部分は変更なく通常どおりの1,600円、3,300円という金額で使用料をいただくのか、その点お聞きをしたいと思います。

- ○伊勢委員長 渡辺生涯学習課長。
- ○渡辺教育部次長兼生涯学習課長 一般的に開放してそういった観覧料を設ける点については、 そこに書かれている企画展示室の料金なり大講堂の料金をいただくような形になっているか と思います。また、例えば共催事業ですね、例えば市なり教育委員会と行うような形のもの

については、これは市とか教育委員会で行う共催事業などについては、一部減免なり全額減免なりというような形で考えていきたいと思っております。以上でございます。

- ○伊勢委員長 小野委員。
- ○小野委員 要するに、外部の方がここでこういう展示をやりたいというときも、お金取る取らないにかかわらずこの金額で行くということでよろしいですね。わかりました。

あともう一点、全員協議会で現場視察に行ったときに、頭上注意的な部分があったわけですけれども、そういった部分、幾ら、ほかの施設行ってそういったところもあるんですよね、頭上がちょっと注意しなければいけないというところ。ただ、結構ぶつかってるみたいなんですけれども、その辺、変更、何か改修できるんであれば何とかその辺、幾ら注意してもちょっと、ちょっとあるもんですから、ほかのところもあっても結構そういった声が聞こえたもんですから、もしできるんであればですけれども、そういったところどうなんでしょうかね、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

- ○伊勢委員長 渡辺生涯学習課長。
- ○渡辺教育部次長兼生涯学習課長 我々もちょっと見た際に、背の高い人なんかは特に2階の展示室1から2に行く部分なんですけれども、形上どうしても現在の形を残さなくちゃいけないということで、床が高くなってしまった関係で一部天井が低く、くぐり抜けが低くなった部分ございます。なかなかその改修が難しいというようなことで、できるだけ注意を促すサインを設けながら十分に注意していきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○伊勢委員長 小野委員。
- ○小野委員 わかりました。ぜひ、せっかく観覧しに来て、帰りに不愉快になって帰ってったっていうのと、あとは賠償というか、そういったことを請求されてまたいろいろ質疑の面でならないようにだけ注意をお願いして、ぜひ皆さん喜んでいただけるような美術館にしていただきたいと願っておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

- ○伊勢委員長 阿部委員。
- ○阿部委員 申しわけございません。前回、87ページの議案第48号についてということで、これ は土木課ということで、うちのほうの所管でないということで、私も慌ててとめたんですが、 実はこの財源についてちょっとお尋ねをしたかったわけですので、総教の部分でよろしいか

どうか、委員長、よろしいですか。よろしいですか、財源の部分で。

- ○伊勢委員長 ここのですか。
- ○阿部委員 はい。避難道路整備について、よろしいですか。
- ○伊勢委員長 避難道路整備、これは付託された先の審議なんで。佐藤委員。
- ○佐藤委員 総教の担当の方に、本当に今回、議案がいっぱいありまして、極めてしかも6月議会に向けてスタートの中で大事な点がありまして、時間も延びているのもこれは仕方ないなと思ってます。私から、いっぱいあるんですけれども、簡単に一つお願いという形でやっていきたいと思います。

まず、浦戸のステーションと二小の学校の問題なんですけれども、この設計もできてるところもありますけれども、ぜひ単に浦戸ステイというだけでなくて、あるいは学校なら学校というステイでなく、将来も見込んだ使い道のある形で、例えば僕はあるところに行ったときに、学校を活用するときにコミュニティーのために木目をいっぱい使って、高齢者のためにうんと優しい方向などやってますので、ぜひこういう今回の整備に関しては次の時代を見据えた設計あるいはまた使いやすい優しい木目などを中心にしていただければなと思って、これだけまず一つ要望していきたいと思います。

あと、消防団員の45号につきましては、これは国の言って、できたんですけれども、ぜひ5万円上げることによって大変喜ばれるもんでありますし、これを消防団員の減少化対策にひとつ有効に生かしていただきたいということと、もう一つは女性婦人部の消防団員の方にはこれは対象されないんですけれども、この辺の改善の扱いも考えていただけないかなと思うんですけれども、そこら辺について、簡単で結構です。

- ○伊勢委員長 要望なんですが、回答はどうしますか。 (「回答要らないです」の声あり) いいんですか。 (「さっきの一番前はね。今の件、消防、お願いします」の声あり)
- ○伊藤市民総務部市民安全課長 今の退職金については、婦人のほうに当てはまらないということなんですが、今、婦人部のほうの、この前も協議会で申しましたが、塩竈消防団のほうで17名の婦人消防団がおるんですが、全部退職金の対象になりますので、その辺ご理解いただきたいと思っております。
- ○伊勢委員長 佐藤委員。
- ○佐藤委員 わかりました。あと、美術館の問題について、私も去年からいろいろ言って要望と か提案などをしてきまして、今この段階に10月には完成するという中で、やはり美術館が美

術館としてきちっと、何ていうか、一つ、いわゆるさっきホールの問題出ましたけれども、ホールも美術館として活用にしたほうが中途半端にならなくて一ついいなというふうに思ってます。

あともう一点は、この杉村 惇という名称は、やはり塩竈の誇るべき画家ですから、これは本当に大事にしていただきたいし、前回の全員協議会のときにも駐車場の問題が課長の話だと本町のほうからということがありましたけれども、ある意味ではその本町をさらに有効に、本町、いわゆるあそこの文化、松亀園とかそういうところ、亀井亭とつながるような観光の一体化を考えるべきじゃないかと思うんですけれども、そこら辺についての考えは入れてるのかどうか、お願いします。

- ○伊勢委員長 渡辺生涯学習課長。
- ○渡辺教育部次長兼生涯学習課長 今回のリノベーション構想の中では、中心市街地にある例えば今言われたようなそういった歴史的建造物を含めて公共施設等いろいろ連携しながら中心市街地全体の活性化を図っていこうというような、そういった基本理念的なものも入っていますので、そういった形でお話しされました駐車場につきましてもそういった考え方で対応させていただきたいと思っております。
- ○伊勢委員長 佐藤委員。
- ○佐藤委員 ぜひそういうふうに、本町の地域も期待するようになってくると思いますので、お 願いします。

あともう一点、この間も協議会のときもお話ししましたけれども、いろんな意味でセキュリティー関係ですね。そこら辺は今の構造見ると非常に私はガラスだけの感じがしますんで、ここら辺はいろんな、何ていうの、そういう警備会社にお願いするものだと思うんですけれども、それでもなお杉村 惇先生の作品に対する危機管理というのは今後ぜひしていただきたいなというふうに思っております。これはお願いというか、そういうふうに考えていただきたいと思います。

最後に、今回の条例には国の条例に基づいたものが随分出ております。国の条例は国の専門的な人がずっと考えて税のバランスをとってきたし、ある意味では地方に負担がかかるようなアンバランスなことは逆に今はしないで、緻密に地方とのバランスを考えて今国はやってきてると思っております。

そこで、先ほど自動車の車の問題ありましたけれども、曽我委員がいろいろ言ってましたけ

れども、安くすればいいというもんではなく、私は受益者負担の方向をきっちり今後どんどん進めないと、消費税だけがどんどん上げるようなシステムじゃなく、受益者負担ということが非常に大事でありますし、今度の軽自動車の引き上げというのは本当に今まで、今回ぽっと出た問題じゃなく、これは今まで本当に環境問題からあるいは軽自動車が安いんじゃないかなというふうに出てますので、私はこれから本当にこういう考え方を国ばかりでなく塩竈としても受益者負担という視点を強めていかなきゃいけないと思っております。それがつっと。

もう一つは、先ほど曽我委員が言われたように、美術館をつくることによって住民のいろんなコミュニケーションの場とか活動の場を失うというふうな話ありましたけれども、市長の説明では今回はそうではないよと言うんですけれども、そういう意味では広域的に、こういうこれから6万人の人口がどんどんどんどん、10年後、20年後には維持ができないんじゃないか、消滅するんじゃないかという危機感に向けて、今後の進め方、やはり広域的な有効な進め方をすべきじゃないかと思うんですけれども、それについて2点、簡単で、市長の考え方ということをお願いします。

○伊勢委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 前段の税の話については、税制改革制度というのが今国において進められております。全て国にお任せというつもりは我々もございません。末端自治体として地方を預かる者として、やはりそこに暮らされる市民の方々の生活というのはこれは大切な課題でありますので、我々も今までどおり申し上げるべきものは申し上げ、あるいはこれから未来に向けた歩みとしてどういった道を選択していかなければならないのかということについては、できる限り市民の方々にも情報提供させていただきながらと思っています。

先ほど鎌田委員からグリーン税制の話お伺いしました。残念ながら我が国はCO₂削減計画を出していないということで、世界的にひんしゅくを買っているような状況も一方ではあるようでありますので、一つは世界の中の日本という立場も当然見きわめていかなければならないという考え方であります。

2点目であります。決して先ほど曽我委員に対して全てが旧来どおりという意味でご説明したわけではありません。ただ、今まで市民の方々に利活用いただいている部分については一定程度確保させていただいて、ただ大ホールを美術館という中で整備をさせていただいたことは事実であります。これはあそこのいわゆる木造アーチ的な建物というものが非常に珍し

いということで、今後ともそういった構造のものをぜひ未来末代に受け継いでいきたいということで、なかなか市費が厳しい中でたまたまこういう制度を活用させていただいたということについて最初にご報告をさせていただいてまいりました。

今後も市民の方々の活動にできるだけ支障を来さないように、我々もしっかりと配慮をいた してまいりたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○伊勢委員長 よろしいですか。ほかにご発言はありませんか。 (「なし」の声あり) それでは暫時休憩といたします。

午後0時27分 休憩

午後0時30分 再開

○伊勢委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。(「なし」の声あり)

なければ、これにて質疑は終了させていただきます。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決をいたします。

採決は分割で行います。議案第39号、第41号、第44号、第45号、第52号ないし第57号、第59号について採決をいたします。

議案第39号、第41号、第44号、第45号、第52号ないし第57号、第59号については、原案のと おり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○伊勢委員長 挙手全員であります。よって、議案第39号、第41号、第44号、第45号、第52号ないし第57号、第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号、第46号、第48号について採決をいたします。

議案第40号、第46号、第48号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を 求めます。

[賛成者举手]

○伊勢委員長 挙手多数であります。よって、議案第40号、第46号、第48号は原案のとおり可決 されました。

以上で本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後0時32分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員会委員長 伊勢 由 典